

## 貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は「貸切バスツアー適正取引推進委員会」(以下、委員会という)の運営について定める。

(役割)

第2条 委員会は、旅行者と貸切バス事業者の手数料等を含めた取引関係を適正化し、貸切バスを利用した旅行会社による旅行の安全を確保することを目的とする。

2 委員会は、中立性、公平性を確保するものとする。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は有識者のほか(公社)日本バス協会、(一社)全国旅行業協会、(一社)日本旅行業協会および弁護士、行政関係者などあわせて10名以内により構成する。

2 委員会は、互選により委員長を選出し、委員長は副委員長を指名する。副委員長は、委員長がその任に当たれない場合は、委員長を代行する。

(関係機関等からの通報や相談に応じる窓口の設置等)

第4条 貸切バスを利用した旅行の安全確保のために、関係機関等からの手数料等に関する通報や相談に応じる窓口を設置することとする。

2 窓口に寄せられた事案について旅行者(旅行サービス手配業者含む)に係るものは、会員・非会員に関わらず、(一社)日本旅行業協会及び(一社)全国旅行業協会が調査し、観光庁、都道府県等と協力して旅行者に通知して迅速な対応を求めることとする。また、貸切バス事業者に係るものは会員・非会員に関わらず、(公社)日本バス協会が調査し、国土交通省と協力して貸切バス事業者に通知して迅速な対応を求めることとする。

3 窓口に寄せられた事案について審議が必要と判断した場合は、委員長に報告することとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長の指示を受けて事務局が招集し、窓口に寄せられた事案のうちツアーの安全確保に関する重要事項について審議する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員会の意見の決定)

第6条 委員会の審議は原則として出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

2 議案の内容に利害関係を持つ委員は、当該議案については審議及び委員会の採決に加わってはならない。

3 通報案件処理の流れ・審査上の考え方については別に定める。

※ホームページ本文下段 参考資料

通報案件処理の流れ・審査上の考え方（PDF）参照

（審議事項の通知）

第7条 委員会で審議された事案で、行政指導が必要と判断されるものは、当該行政指導権限のある行政庁に通知するとともに、必要に応じて関係行政庁と連携することとする。

（委員会の取扱等）

第8条 委員会は非公開とする。

（委員の任期等）

第9条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に退任しようとする場合は、委員長に届け出ることとする。

（秘密保持義務等）

第10条 委員は、委員会の審議において知り得た一切の情報について、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

三 委員会の審議を行う際、公知であった情報

2 委員は、前項の規定により秘密保持義務を負う情報を委員会での審議のために利用し、それ以外の目的に利用してはならない。

3 委員は、その地位を離れた後も、前二項を遵守する義務を負う。

4 前三項の事項を確保するため、委員は「秘密保持契約」を委員会と交わすこととする。

（委員会の事務等）

第11条 委員会の事務局は、(一社)日本旅行業協会に設置する。

2 事務局は、委員会の議事録を作成し、保管しなければならない。

（経費の負担）

第12条 委員会の運営に係る費用が必要な場合は(一社)全国旅行業協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅行業協会がそれぞれ等分に分担して負担することとする。

（改正）

第13条 この規則の改正は、委員会の審議を経て委員会が行う。